

[研究ノート]

フランス国旗の「青・白・赤」の色の由来について

Les origines du drapeau tricolore, bleu, blanc, rouge

菅 原 真

Shin SUGAWARA

Studies in Humanities and Cultures

No. 15

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 15号
2011年6月

GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES

NAGOYA CITY UNIVERSITY
NAGOYA JAPAN

JUNE 2011

[研究ノート]

フランス国旗の「青・白・赤」の色の由来について

Les origines du drapeau tricolore, bleu, blanc, rouge

菅原 真

Shin Sugawara

はじめに

1. フランス憲法の「国旗」規定
2. 大革命期における三色標章の生成
3. 国旗としての「三色旗」の制定と「白旗」の排除
4. 第二次世界大戦後の第四共和制憲法・第五共和制憲法の制定過程における「国旗」をめぐる審議
結びにかえて

はじめに

本稿の目的は、フランス共和国の国旗 (emblème national) たる青・白・赤の三色旗 (drapeau tricolore) の色の意味、その由来について、概説することである。

フランスの歴史や国家体制を学ぶ者にとって「常識」に属するともいえるこの問題を、なぜ今わざわざ扱う必要があるのか。それは、直接には、2011年2月に筆者が某テレビ局のクイズ番組リサーチ御担当者からの電話取材で、フランス国旗の「色」について、「青」＝「自由 (Liberté)」、「白」＝「平等 (Egalité)」、「赤」＝「友愛 (Fraternité)」¹ という意味で間違いないかどうかを確認したいという質問を受けたことによる。こうした解釈は、驚くべきことに、日本人の歴史研究者にさえ存するとのことであった。

¹ «fraternité» は、我が国では一般的に「博愛」と訳出されることが多い (例えば、辻村みよ子訳「フランス第5共和制憲法 [1958年]」初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集 [第2版]』(三省堂、2010) 238頁)。しかし、「友愛」の邦訳がより適切である。なぜなら、「fraternité」の語は、元々「兄弟愛 (brotherhood)」を意味し、フランス市民間ないし「同国人間の連帯原理 (principe de solidarité entre concitoyens)」を意味する語 (参照、山口俊夫編『フランス法辞典』(東京大学出版会、2002) 243頁、Gérard CORNU (sous la dir.), *Vocabulaire juridique*, 4^{ed.}, Quadrige/PUF, 2003, p.414.) だからである。この語には、「自分たちの仲間やグループを他とはっきり区別し、自分たちの団結を誇示する」という意味合いが含まれている (河村雅隆『フランスという幻想』(プロンズ新社、1996) 16頁)。

この点につき、「博愛 (philanthropie)」＝「人類愛」、「友愛 (fraternité)」＝「隣人愛」という語義の異同を明確にした上で、大革命期にジャコバン派が使用した「友愛」観念を批判的に昇華させたサン＝シモン (Claude-Henri de SAINT-SIMON) の用法 (「博愛」を意味する「普遍的友愛 (fraternité universelle)」の用法) を紹介する中西洋『自由・平等と《友愛》—“市民社会”；その超克の試みと挫折—』(ミネルヴァ書房、1994) を参照されたい。同書は、さらに、大革命期に「自由」「平等」が憲法上の文書に氾濫するのに対し、「友愛」の語は1791年憲法では補完的役割しか果たさず (第1篇)、国家原理として「自由」「平等」とともに明確化されるのは1848年11月4日憲法前文を待たなければならないことも明らかにしている (10～12頁)。

なお、この«fraternité»原理とフランス憲法におけるその意味内容の展開について論じた憲法学の文献として、深瀬忠一「フランス革命における自由・平等・友愛と平和原則の成立と近代憲法的 (今日的) 意義」『北大法学論集』55巻4号 (2004) 1頁、Voir aussi, Michel BORGETTO, *La notion de fraternité en droit public français*, LGDJ, 1993, pp.248 et suit.

こうした理解が実際に日本で普及しているのかどうかを確認すべく、大学の同僚や院生に尋ねたところ、日本の高等学校の教員や受験産業の一部において、明確な根拠なしに生徒たちに教えられているという事実があることを知りえた。また、ネットで検索してみると、フランス三色旗の「青は自由を、白は平等を、赤は博愛（友愛）を意味する」という記述が多数見られることも認識できた²。

自戒を込めて述べるならば、こうした状況が生じているのは、これまで日本のフランス歴史学や憲法学が、三色旗がフランス国旗として用いられるようになった経緯を、「常識」問題と認識し、適宜な形で説明してこなかったことがその要因の一つであろうかと思われる³。したがって、本稿では、フランスの三色旗の色の由来について、あえて論じるのである。

そもそも「色」(couleur)には、「政治的意見・思想の傾向、色合い」の意味が存する⁴。フランス語では、この「色」という語の複数形(couleurs)は、「フランス国旗」(drapeau, pavillon)の意味でも用いられ、現代フランスにおいては、この複数の色(青・白・赤の三色)が一体のものとしてフランス共和政(体)ないし共和主義を表象するものと理解されているというのが筆者の認識である。フランス国民が「三色旗」を国の旗として選択するという事は、その国家体制が、「白旗」=王党派(君主主義)でも「赤旗」=共産主義でもないことを意味する⁵。

しかし、このように、三色旗が「共和政(体)」を象徴するものであると解するならば、現代のフランス共和国の標語「自由、平等、友愛」(憲法第2条4項)を一体のものとしてではなく、標語のそれぞれが、「青・白・赤」三色のそれぞれの色に対応する形で重ねあわせることのできるかの理解も、あながち誤りではないかもしれない。実際、現在のフランス政府の公式ロゴ(図1)には、青・白(マリヤヌの横顔)・赤の色の下に、「自由・平等・友愛」という共和国のスローガンが順々に記されており、各色と各標語とが対応していると解することが完全に不可能であると言いつけることはできないようにも思われる。

² 日本語によるネット上の比較的正確な解説として、早稲田大学の中村要准教授によるものが存する。そこで中村は、「自由・平等・博愛というのは、フランス革命の時に出来た標語です。フランス国旗が出来たのもフランス革命の時なので、白は平等だとかそういう解釈が一般的には流布してるんだけど、必ずしもそうではないですね」と語り、三色旗の各色と共和国の標語が対応しているとの考え方が「一般的に流布している」との認識を示している(参照、「MAG! 学生を応援するフリーマガジン2011冬号」<http://magnetpress.net/2011/kiji7634.html> (2011年5月6日検索))。

³ 例えば、最新のフランス事情を紹介した三浦信孝・西山教行編著『現代フランス社会を知るための62章』(明石書店、2010)には、「共和国-自由・平等・友愛」の章はあるが、三色旗についてはまったく論じられていない。

⁴ 王党派および19世紀の君主主義者は「白」、共産主義者は「赤」、アナキストは「黒」、さらに現在の環境保護政党は「緑」、またナチスは「茶」で表象される。それ以外にも、色は様々な意味を持つ。mariage blanc (偽装婚)、élection blanche (無効選挙)、travail au noir (不法就労)などの語は、法律用語辞典にも載るところである。

⁵ ラウル・ジラルデ(天野知恵子訳)「三色旗：白旗でも、赤旗でもなく」ビエール・ノラ編(谷川稔監訳)『記憶の場—フランス国民意識の文化—社会史 第2巻統合』(岩波書店、2003年)3頁(Raoul GIRARDET, <Les Trois Couleurs : Ni blanc, ni rouge >, in Pierre NORA (sous la dir.), *Les lieux de mémoire, Tome 1*, Gallimard, 1997, p.49.)。もともと、フランス共産党(PCF)自体は、1935年のコミンテルン大会を経て「インター」とならんでラ・マルセイユーズを、赤旗とならんで三色旗をもあわせシンボルとするようになった。それによって人民戦線(Front populaire)が結成されるに至る(樋口陽一『比較憲法 [第3版]』(青林書院、1992) 197頁)。



Liberté - Égalité - Fraternité
RÉPUBLIQUE FRANÇAISE

(図1：1999年以降使用されているフランス政府の公式ロゴ)

Source:http://conseillermunicipal.fr/index.php?option=com_content&view=article&id=79&Itemid=70



(図2：ヴィシー政権下の「フランス国」国旗に記された標語)

Source:<http://a10.idata.over-blog.com/3/50/02/30/Histoire/2eme-guerre/Travail-Famille-Patrie.jpg>



(写真1：パリ市の標章 (Blason de Paris))

上記の写真は、現在パリ第1大学で研究中の岡山大学法学部・井上武史准教授に依頼し、撮影・提供していただいた(2011年6月16日撮影、於：パリ地下鉄1線「市役所」構内)。

しかしながら、結論先取りで述べるならば、現在のフランス国旗としての「青・白・赤」の三色旗は、歴史的には大革命の最初期1789年7月に起源を有し、それはパリ市の標章(写真1)たる「青」と「赤」に、王家の旗色であった「白」⁶を挿入し、それらを組み合わせたものである⁷。

パリ市の標章の「青」は、元々は、サン・マルタン (Saint Martin) のマントの色であると解されている。この聖人が、ある困っている貧者に出くわした際に、彼が自分の軍用マントを破って与えたという逸話は、フランスでは大変よく知られている話である。サン・マルタンは、4世紀、ガリアの最初の修道院の設立者でもあった。「青」は、同時に、セヌ川の水の色にも結び

⁶ 「白」は、1638年から1790年まで海軍の艦船の旗の色でもあった。

⁷ 山口俊夫編・前掲(注1)も、「フランス国旗」(drapeau français)の用語について、「1789年、国民軍司令官だったラ・ Fayetteが、パリ国民軍の赤と青の帽章に、王家の象徴である白を加えたのが、三色旗のはじまり」と簡潔に説明する(184頁)。

つけられている。

また、パリ市の標章の「赤」は、元々は、サン・ドニ (Saint Denis) の色であると解されている。パリの最初のカトリック司教であった彼は、非常に大きな影響力を有したフランスで最初のキリスト教徒でもある。パリの有名なバジリカには、彼の名前が付けられている。「赤」は、さらに現在では、大革命のために流されたパリの人民の血を、或いはフリジア帽を象徴していると解されている。古代ギリシャにおいては、「赤」は、人々の自由のシンボルでもあった。

こうしてフランスで従来から一般に普及していると思われる「色」の理解はあるにせよ、もしかしたら、何らかの理由によって、現代フランスにおいては、その後、「青」は「自由」、「白」は「平等」、「赤」は「友愛」を意味するというような理解がなされているとも限らない。そこで、念のために、フランスの大学で教鞭をとる筆者の友人たちに尋ねてみた。しかし、三色旗の各々の色に「自由・平等・友愛」の意味がそれぞれ対応していると解する者は、一人もいなかった⁸。

もっとも、形式上、「青・白・赤」の三色の標章の上に、「自由・平等・友愛」の文字を順序よく対応させて記すことは、革命当時から既に行われていたことのようなのである。例えば、1791年4月27～28日、ロベスピエール (Maximilien ROBESPIERRE) は、国民議会において、「国民衛兵の組織に関する意見 (Opinion de Robespierre sur l'organisation des Gardes nationales)」を述べ、国民軍が胸部に「フランス人民」、その下に「自由・平等・友愛」と刷られた文字を付け、さらに同じ言葉を三色旗にも記載することを命じるよう提案している⁹。これと同様のことは、第二次世界大戦中のヴィシー政権下、「共和国」の文字を国名から外した「フランス国」(État français)の時代にも行われていた。ヴィシー政権期のフランス国旗も「青・白・赤」の三色旗であったが、国の標語は「勤労・家族・祖国」(Travail, Famille, Patrie)に取り替えられている¹⁰。その国旗の上に、順に「勤労」「家族」「祖国」の文字が記されている例がある(図2を参照)。しかし、このことだけでは、「青」=「勤労」、「白」=「家族」、「赤」=「祖国」の意味があったと解釈するには、あまりにも根拠は薄弱である。

1. フランス憲法の「国旗」規定

現行フランス第五共和制憲法は、その「第1章 主権」に共和国の言語、国旗・国歌、標語、

⁸ あるフランス人憲法研究者は、三色旗の「青・白・赤」の意味について、それぞれ「自由・平等・友愛」であると解する日本人研究者がいることを紹介したところ、「とても面白い (très jolie) 解釈だが、事実を全く理解していない」と回答してくれた。

⁹ «XVI. Elles porteront sur leur poitrine ces mots gravés : LE PEUPLE FRANÇAIS, & au-dessous : LIBERTE, EGALITE, FRATERNITE. Les mêmes mots seront inscrits sur leurs drapeaux, qui porteront les trois couleurs de la nation.» Voir, Laponcey, *Oeuvres de Maximilien Robespierre, Tome 1^{er}*, Burt Franklin, 1970 (Reprinted), pp. 80 et s.

¹⁰ 参照、川上勉『ヴィシー政府と「国民革命」：ドイツ占領下フランスのナショナル・アイデンティティ』(藤原書店、2001)。さらに、ロバート・O. パクストン (渡辺和行・剣持久木訳)『ヴィシー時代のフランス：対独協力と国民革命 1940-1944』(柏書房、2004)は、このヴィシー政権とその後の第四共和制との連続性を強調する。

原理を定めた第2条を有している¹¹。同条第2項は、「国旗は、青・白・赤の三色旗である (L'emblème national est le drapeau tricolore, bleu, blanc et rouge.)」¹²と規定し¹³、さらに、同条第4号は、「共和国の標語は、『自由・平等・友愛』である」と定めている。しかしながら、「青」＝「自由」、「白」＝「平等」、「赤」＝「友愛」との意味を有するとする見解は、どの憲法注釈書にも見出すことができなかった。

この現行憲法の国旗規定は、1946年10月27日第四共和制憲法をほぼ踏襲したものである。同憲法第2条第1項は、「国旗は、同じ幅の青、白、赤の三つの縦縞からなる三色旗である (L'emblème national est le drapeau tricolore, bleu, blanc, rouge à trois bandes verticales d'égaux dimensions.)」¹⁴と規定していた。ちなみに、共和国の標語規定(第2条3項)は、第五共和制憲法と全く同じ文言である。

それでは、フランス憲法史上、この三色旗が初めて憲法に挿入されたのは、いったいつだったのであろうか。大革命期には、それを国家の象徴＝国旗(drapeau national)とする憲法規定は存在しない。「憲法」レヴェルにおいて三色旗を規定したのは、実は「七月王政」における欽定憲章たる1830年8月14日憲章(Charte constitutionnelle du 14 août 1830)が最初である。同憲章の第67条は、「フランスは〔三色の〕国旗を復活する。今後、三色章以外の標章は、もはや着けられてはならない。」(La France reprend ses couleurs. A l'avenir, il ne sera plus potré d'autre cocarde que la cocarde tricolore.)¹⁵と規定した。「復活する」ということは、以前に三色旗が存在したことを意味する。そこで、以下では、三色旗が国旗(drapeau national)として形成されるまでの史的展開を簡潔に順に確認する。

¹¹ しかしながら、現在の代表的なフランス憲法の体系書および概説書には、この憲法第2条、就中、国旗の色の由来や意味、「自由・平等・友愛」との関係性について言及するものはない。したがって、本稿では、憲法各条を解釈している注釈書のほか、歴史学の研究成果を参照した。管見の限り、現代憲法学の注釈書(commentaires)の中でこの問題を一番詳細に論じているのは、René CHIROUX, < Article 2 >, in François LUCHAIRE, Gérard CONAC et Xavier PRÉTOT (sous la dir.), *La Constitution de la République française : Analyses et commentaires*, 3^e éd., Economica, 2008, pp. 167-178 である。本稿を執筆するにあたっては、この他に歴史学の文献として以下のものを参照した。Voir, Henri LE POINTE, *Histoire de nos drapeaux de 1792 à nos jours : Leurs Légendes & leurs Gloires*, Henri Jouve, 1909 ; Pierre NOURY, *Nos drapeaux*, EDITIONS DE CLUNY, 1939 ; Michel PASTOUREAU, *Les emblèmes de la France*, Christine Bonneton, 1997 ; Charles HACKS et Général LINARÈS, *Histoire du drapeau français*, Futur Luxe Nocturne Editions, 2011.

¹² *Les Constitutions de la France depuis 1798*, Présentation par Jacques GODECHOT, GF Flammarion, 1995, p.426.

¹³ «Emblème」という語は、フランス語辞典によれば、第一義には「(題銘付きの)象徴的図柄、記章、標識(11～12世紀の紋章前期に数多く見受けられる継承実績の伴わない標識)」を意味する(例えば、< emblème de la ville de Paris > は、「パリの町を象徴する図柄」と訳されている。青色と赤色の背景の下に船が描かれ、そこに「たゆたえども沈まず(Fluctuat nec mergitur)」という銘が入る、と説明されるから、要するに「パリ市の標章」である)。第二義には、「人物、権威、職業、党派などの印、記章、記号、象徴」である。例として、< La femme au bonnet phrygien, emblème de la République > がある。これは、「フリジア帽(フランス革命時に自由の象徴として愛用された赤い縁なし帽)をかぶった女性＝フランス共和国の象徴」を意味する(参照、『小学館ロベール仏和大辞典』(小学館、1988))。山口俊夫編・前掲(注1)法学用語辞典では、この第二義を用い、「[国、公共団体、団体、政党、教義等の]記章、紋章、旗印」を意味するとしている。

なお、日本のフランス法研究者によって、フランス憲法の«emblème national»は、「国の象徴」(福井勇二郎訳・野田良之校訂『フランス共和国憲法』(有斐閣、1958))、「国家の標章」(瑛浩『フランス憲法関係史料選：〔西洋法史研究〕瑛浩著作集14』(信山社、1998)、和田進・光信一宏「フランス共和国」阿部照哉・畑博行『世界の憲法集〔第4版〕』(有信堂高文社、2009))、「国旗」(辻村みよ子・前掲(注1)、山口俊夫編・前掲(注1))というように様々な邦訳されている。

¹⁴ *Les Constitutions de la France depuis 1798*, op.cit., p.391.

¹⁵ *Les Constitutions de la France depuis 1798*, op.cit., p.252.

2. 大革命期における三色標章の生成

フランスのアンシャン・レジーム下の標章としては、実に様々なものが用いられ、白・青・赤（淡紅色（incarnat）や鮮紅色（vermeil）の場合もあった）の三色によって組み合わせられたものも存在していた。しかし、15世紀には、「白」は国王の名において行動する者たちの指揮統制の色（couleur de commandement pour celui qui agissait au nom du Roi）となり、17世紀以降、百合の紋章をあしらった白旗は、ブルボン王家の標章として用いられていた。

三色の標章が生成されたのは、1789年7月のことである。1789年7月13日、パリに創設された新しい市町村権力（pouvoir municipal）は、パリ市の標章として用いられていた青と赤の二色を用いた標章を身につけたパリの市民による新しい市民軍を創設した。7月14日のバスティーユ襲撃の後、翌15日にテニスコートの誓いの議長を務めていたバイイ（Jean-Sylvain BAILLY）が初代パリ市長に推され、ラ・ファイエット（Marie-Joseph Paul Yves Roch Gilbert du Motier, Marquis de La Fayette）がこの市民軍の司令官に任命された。歴史家ミシュレによれば、ラ・ファイエットは、市民軍に「国民衛兵」（Garde nationale）という名称を与え、そのとき、「同時に、パリ市の色である青と赤に、フランス古来の色たる白を加えた三色の記章が、フランスの記章となる」と指摘している¹⁶。7月17日、国王ルイ16世がパリ市を訪問した際、ルイ16世は、パリ市長のバイイから三色標章を渡され、身につけることになった。歴史家マチエによれば、このことは国王の「権威の失墜」を現す行為であったという¹⁷。青・白・赤の三色標章が誰の発案であるかについては、バイイ説とラ・ファイエット説の両説があり、歴史学においてはラ・ファイエット説が有力であるように思われるが、先述した憲法学の代表的注釈書によれば、「ここでのラ・ファイエットの役割は、十分に明確なものではない」と評されている¹⁸。また、三色標章の意味については、筆者の友人のフランス人憲法研究者が、君主制（王家の「白」）は維持されたが、それはパリ市およびパリ人民（「青」・「赤」）によって枠をはめられたことを意味するとの解釈を教示してくれている。

3. 国旗としての「三色旗」の制定と「白旗」の排除

1790年以降になると、国の標章を「白旗にするのか、それとも三色旗にするのか」というイデオロギー的対立に伴い、議会内外で激しい議論が生じた。1790年10月19日、ミラボー（Honoré Gabriel Riqueti, Comte de Mirabeau）は、国民議会の演壇で、「反革命の白色（la couleur blanche de

¹⁶ 桑原武夫（責任編集）『世界の名著37 ミシュレ』（中央公論社、1968）99頁。

¹⁷ 7月17日に「王はパリへおもむき、市役所に出席して暴動がおこなった仕事を裁可し、また市長バイイから新しい三色徽章を受取って、自分の権威の失墜をはっきりと示した」（マチエ（ねづまさし・市原豊太訳）『フランス大革命〔上〕』（岩波書店、1958）103頁）。

¹⁸ René CHIROUX, op.cit., p.171.

la Contre-Révolution)」と「自由の国章 (les couleurs de la Liberté)」とを対峙して論じている¹⁹。こうした中で、憲法制定国民議会は1790年10月21-23日のデクレ (Décret des 21-23 octobre 1790) および同年10月24-31日のデクレ (Décret des 24-31 octobre 1790) によって、フランス艦船の旗 (pavillon de France) を三色国章 (trois couleurs nationales) にすることを決定した。後者のデクレは、旗竿部分 (左) を赤、真ん中部分を白、端 (右) を青にするよう定めており、現在のそれと比べると配色が逆である。王党派の吏員たちは、国章が三色になると理解するや、王党派の連隊の白い飾り房を運びさった (1790年10月27日)。白旗は、亡命貴族軍やヴァンデの反乱軍によってその後用いられることになる。1792年7月5日には、「危機にある祖国のデクレ」が可決され (Décret de la patrie en danger, 5 juillet 1792)、フランスに居住し、または旅行中のすべての人は三色の国民標章 (cocarde nationale) を身につける義務を有し、それ以外の記章はすべて反逆の印であり、故意にそうした反逆の印を身につけた者には死刑を科すことが定められた (第16条)。

共和暦2年雨月27日 (1794年2月15日)、国民公会は、同年草月1日 (1794年5月20日) 以降、フランス艦船の旗 (pavillon national) を、旗竿部分を青、真ん中部分を白、空気に棚引く部分を赤とするデクレ (Décret du 27 pluviôse an II) を定めた。ここに、現在と同じく、左から「青・白・赤」となる旗が定められたことになる。『世界百科辞典 (Encyclopedia Universalis)』によれば、この日が、現在のフランス国旗が誕生した日であるとされている²⁰。

その後、第一帝政の1812年の帝国オルドナンス (Ordonnance impériale) によって、1794年の艦船旗をモデルにした連隊旗 (drapeaux des régiments) が定められたが、復古王政の間 (1814年4月~1815年3月、1815年7月~1830年7月) は、国章ないし国旗として「白旗」 (le pavillon blanc et la cocarde blanche; drapeau blanc) を定めた²¹。この「白旗」の下で実行されたシャルル10世 (Charles X) の反動的な施策に対して、1830年7月にパリで革命が起こり、シャルル10世は追放され、1830年7月27日以降、三色章や三色旗が再び見られるようになった。こうしてラ・ファイエットら自由主義者、大資本家、銀行家などのブルジョワジーに押されて、「フランス人の王」 (Roi des Français) として国王の座に着いたのが、自由主義者として知られていたオルレアン公ルイ=フィリップ (Louis-Philippe d'Orléan) である。ルイ=フィリップによる1830年8月1日のオルドナンス (Ordonnance du 1er août 1830) は「[三色の] 国旗 (couleurs nationales) の復活」を謳い、それは後に、前述した1830年8月14日憲章の第67条に盛り込まれる。

第二共和制に入ると、三色旗が国旗であることがデクレによって明記された。1848年2月26日のデクレ (Décret du 26 février 1848) は、「三色旗は国旗であり、その三色国旗はフランス共和国が採択していた秩序の中に復活される (le drapeau tricolore est le drapeau national et les couleurs en seront rétablies dans l'ordre qu'avait adopté la République française)」と規定した。臨時政府警察長官

¹⁹ René CHIROUX, op.cit., p.171.

²⁰ *Encyclopedia Universalis*, Thesaurus, volume 20, 1968, p.1943.

²¹ Voir, Acte du Gouvernement provisoire du 13 avril 1814 et Loi du 9 novembre 1815.

によって命じられた1848年2月28日のアレテでは、「青・赤・白の国旗は、直ちに、記念建造物および公施設に掲げられなければならない (Le drapeau bleu-rouge-blanc doit être arboré sans délai sur les monuments et établissements publics.)」と定められ、国旗の配色は現行のものとは異なっている。しかし、この配色の順番は、1848年3月5日のデクレ (Décret du 5 mars 1848) によってすぐに元の順番 (青・白・赤) に変更された。「艦船旗および国旗は、国民公会が定めた共和暦2年雨月27日のデクレによって定められたものと同様に復活される (Le pavillon, ainsi que le drapeau national, sont rétablis tels qu'ils ont été fixés par le décret de la Convention nationale du 27 pluviôse an II)」とされたからである。

ルイ・ナポレオン (Louis Napoléon) が1851年12月にクー・デタによって独裁権を握り、1852年1月14日の憲法典が制定され、第二帝政が始まる (1852年～1870年) が、三色旗は国旗として維持された。この第二帝政が崩壊した段階で、共和制が1870年9月4日に一応は宣言されたものの、パリの市民・労働者とブルジョワ共和派が中心になって組織された国防政府の下で、普仏戦争は継続され、1871年1月28日の休戦協定が締結されるまでそれは続いた。しかし、休戦協定後の選挙で王党派が圧勝し、ティエール (Adolphe THIERS) を首班とする臨時政府が組織された。対独抗戦を闘ってきたパリ市民 (communard) は、アルザス＝ロレーヌ地方の割譲を内容とする臨時政府の講和条約に反対し、武装解除後、パリで臨時政府に代わる自治組織をつくる。これが1871年3月18日に成立し、72日間で鎮圧されたパリ・コミューン (Commune de Paris) である。この「革命政権」は、「労働共和国の象徴、赤旗」をパリ市庁の屋上にひるがえらせた²²。

上垣豊によれば、第三共和制に入ると、「三色旗」には「社会革命に対して、社会秩序を守る旗という性格」も付与され、こうした認識は「多くの正統王朝派議員の認識に [も] なっていった」という。しかし、三色旗が「社会秩序の旗」になったとしても、その社会秩序は所詮「ブルジョワ的な社会秩序」である。こうして、首尾一貫して「反革命の理想社会」を夢見ていたシャンボール伯 (Henri, Comte de Chambord) によって、1875年に「白旗論争」(la querelle du drapeau blanc) が提起された²³。しかし、三色旗を廃止し、白地に百合の紋章に国籍変更するという彼の要求は実現することはなかった。王党派のアクション・フランセーズ (l'Action Française) も三色旗を受け入れたことにより、フランスの国旗が「三色旗」であることは、特に第一次世界大戦後には確定的となった。

²² カール・マルクス (村田陽一訳) 「フランスにおける内乱」大内兵衛・細川嘉六監訳『マルクス＝エンゲルス全集第17巻：1870～1872』(大月書店、1966) 320頁。

²³ この「白旗論争」については、上垣豊「流産した王政復古ーシャンボール伯と白旗ー」『西洋史学』162号 (1991) 71頁が詳しい。さらに、現在の我が国における代表的フランス法概説書である滝沢正『フランス法 [第4版]』(三省堂、2010) が唯一「三色旗」について触れているのも、このシャンボール伯による「白旗論争」のくだりである (101頁) ことも指摘しておく必要がある。

4. 第二次世界大戦後の第四共和制憲法・第五共和制憲法の制定過程における「国旗」をめぐる審議

ここでは、第四共和制憲法および現行第五共和制憲法の「国旗」規定について、制憲議会で行われる議論がそこで行われたかをみていく。

第二次世界大戦後、1946年4月19日に憲法制定国民議会で、賛成309票、反対249票で採択された1946年憲法草案は、その第42条第1項で「国旗は、三つの縦縞をなす青・白・赤の三色旗である。」(L'emblème national est le drapeau tricolore, bleu, blanc, rouge, à trois bandes verticales.)、第2項で「共和国の標語は、『自由、平等、友愛』である。」(La devise de la République est «Liberté, Egalité, Fraternité»)と規定していた²⁴。議会では、カユー(Cayeux)議員が、同条第1項について、「この三色は同じ比率で」(avec en égales proportions ces trois couleurs)という文言を挿入した修正案を提出していたのであるが、議長を務めていたヴァンサン・オリオル(Vincent Auriol)によってこの要求は斥けられた²⁵。しかし、この憲法草案は、結局、1946年5月5日の人民投票によって、53%の反対多数で否決された²⁶。

第2回目の憲法制定国民議会で提案された憲法草案は「国旗は、同じ幅の青、白、赤の三つの縦縞からなる三色旗である。」(第2条第1項)というものであり、議会ではまったく議論されることなく²⁷、この条項の文言のまま採択され、1946年10月27日に第四共和制憲法として制定された。

第五共和制憲法が制定される際にも、「国旗」条項に関しては議論が存した。1958年、憲法諮問委員会の前に政府によって提案された草案は、「国旗は、青・白・赤の三色旗である」であり、「同じ幅」、「縦縞」という第四共和制憲法で記載されていた要件が削除されていた。

この点につき、ジャン・ジベール・ジュール(Jean GIBERT-JULES)委員²⁸が「三色旗を構成する三つの帯は、縦縞でなければならないことを明確にすべきである。そうしないと、法律一つで、国旗が完全に修正されてしまうことになりかねない」と懸念を表明した。これに対して、政府委員のレイモン・ジャノ(Raymond JANOT)は、この国旗を維持するという政府の意思に変更はなく、「より明確に規定しなければならないという必然性はない」と述べ、ローラン・プレ(Roland PRÉ)委員は「ド・ゴール将軍は、戦後、ロレーヌ十字(Croix de Lorraine)が付いた三色旗を好んでいた。我々は彼を信頼できる」といった発言を行っている。憲法諮問委員長長のポール・レイノー(Paul REYNAUD)も「この条項を修正しなければならないとは思われない。」と応じたため、結局、ジベール＝ジュールの提案は否定され、政府提案の文言はそのまま可決され

²⁴ *Les Constitutions de la France depuis 1798*, op.cit., p.377.

²⁵ *Assemblée Constituante, Débats*, p.1728, cité par René CHIROUX, op.cit., p.172.

²⁶ Francis HAMON et Michel TROPER, *Droit constitutionnel*, 30^e éd., L.G.D.J., 2007, pp. 417 et s.

²⁷ *Assemblée Constituante, Débats*, p.3479, cité par René CHIROUX, op.cit., p.172.

²⁸ 内務大臣(1956年1月～1957年11月)、憲法院判事(1959年3月～1968年3月)などを歴任。

た。

現在、三色旗は、フランスの国家機関や地方公共団体の機関で翻っている。フランス軍部隊は、金の房で飾られた絹の三色旗を使用している。

結びにかえて

以上、フランス三色旗の歴史の概観を眺めることによって、フランス三色旗の「青」＝「自由」、「白」＝「平等」、「赤」＝「友愛」という理解を肯定する事実、またはそうした理解を首肯するに値する合理的根拠は、フランス国旗の歴史的形成過程からも、憲法制定議会での審議からも見出すことができなかつた。したがって、こうした理解は誤りであると結論づけるものである。

深瀬忠一によれば、「自由・平等・友愛」についても、そもそも、これらをバラバラにして理解されるものではないことが指摘されている。すなわち、「フランス革命の『人権宣言』の『自由・平等・博愛』三原則は三位一体的に把らえられ、今日フランス第五協和制憲法において（第2条4項）『共和国の標語』として規定されている」のである²⁹。

フランス国旗の「青」＝「自由」、「白」＝「平等」、「赤」＝「友愛」という「解釈」が、仮に日本国の一部にのみ存在するとするならば、なぜこのような「解釈」がなされるようになったか。この点については、日本の学校教育の影響があると思われるが、現時点では推測の域を出ない³⁰。

【付記】 この拙い小稿を執筆するにあたって、日仏の憲法学・フランス史学の研究者の方々、勤務校の同僚や院生の方々に様々な情報を提供していただいた。厚く御礼申し上げます。とりわけ、多くの情報をご教示いただいたリヨン第2大学のChristophe CHABROT准教授（憲法学）、および、「パリ市の標章」を撮影・ご提供いただいた岡山大学法学部（パリ第1大学で在外研究中）の井上武史准教授（憲法学）に感謝申し上げます。

²⁹ 深瀬忠一・前掲（注1）、44頁。

³⁰ 戦前の国定教科書（文部省『尋常小學校國語讀本』（巻12）（1937年））には、「藍・白・赤三色を以て縦に染分けられたるは、フランスの國旗なり。此の三色は、自由・平等・博愛を表すものなり。」との記述がある。参照、三浦朱門・吹浦忠正『「日の丸」「ヒノマル」』（海竜社、2001）93頁。